

國學院大學學術情報リポジトリ

『勅撰作者部類』の元資料について：
勅撰集入集注記の考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: スピアーズ, スコット, Spears, Scott メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000661

『勅撰作者部類』の元資料について ——勅撰集入集注記の考察——

はじめに

『勅撰作者部類』（以下では『作者部類』）は、諸本奥書によると、建武四年（一三三七）に元盛（藤原盛徳）が、それまでに成立した十六代の勅撰集の作者と、入集する勅撰集への入集歌数等を列挙した、勅撰歌人目録ともいふべき書である。これに、康安二年（一三六二）に惟宗光之がその間に成った『風雅和歌集』と『新千載和歌集』の作者を加へた。『作者部類』は歌人伝研究の中で重要な資料として使はれてきたのはいふまで

スピアーズ スコット

もないが、『作者部類』そのものについての研究は、近年において、進行してきてゐる。小論の他に、小川剛生著『中世和歌史の研究』（塙書房、二〇一七年）が新しい見解を提示する。そのうえ、小川著書では初めて元盛・光之編の『作者部類』が索引付の形で刊行された。

本稿において、これまでの研究でまだ明かにされてゐない『作者部類』の問題を扱ひたい。それは則ち、『作者部類』の編者たちはどのやうな勅撰集の本文を使用して編纂にあたつたか、といふことである。

予め注意が必要なのは、このやうな検討には、『作者部類』

の資料としての性質上、いささか限界がある、といふことだ。

『作者部類』には、江戸時代を遡る写本は現存せず、現在では良本として目されるのは、前掲小川著書の底本となつた宮内庁書陵部藏御所本である。しかし、この本においても、誤脱等がある。他の本文から小川は補訂を加へてゐるが、なほ問題は残る。

一方、勅撰集の伝本間の相違は、全てが全てで劇的ではない。作者の出入りは一つの手がかりになる。また、歌人の入集歌数の場合、伝本によつて何首が多いか少ないかで伝本の違ひが生まれることもある。『作者部類』を検討する場合、前者は有意義な相違を示す。しかし、後者においては、『作者部類』で歌数が正確に反映されてゐるか、そして『作者部類』転写の過程の中で誤記が起きてゐないか等、疑問を發するところが多々存在する。

そのため、本稿ではとりあへず、『作者部類』が記録する勅撰集全てではなく、まづ『詞花和歌集』『金葉和歌集』そして『千載和歌集』について検討をすることとする（以下では「和歌」を名称から省略する）。その理由としては、この三つは伝本において、作者・歌数・作者名表記等が特徴的であり、本稿で行はうとするやうな検討の妥当性を検証するのに適当だと考へる

からである。よつて、左ではまづ『詞花集』と『千載集』を検討して、最後に伝本の間に極めて大きい差がある『金葉集』の検討をする。

その前に、『作者部類』は何に基づいて編纂されたのかについて、少々考へる。小川は、『作者部類』はおそらく『後拾遺集』以下では奏覧時に作成が慣例となつた目録類を頼りに編まれたのではないかと推論する²³。概ね、これには異論はないが、随所さうと思はれない箇所が散見される。それが例へば、左でもみるやうに、『千載集』の作者名注記は、複合的な本文に基づいてゐるやうであり、例へば奏覧の時に備へられる、形が整へられてゐたはずの目録と思はれない箇所がみられる。目録が主な編纂資料だつたと考へられるのは、小川が指摘する通り、元盛・光之がともに二条派門弟であり、和歌所にも出入りしてゐたからには、目録を目にする機会はあるただらう、などである。そして、『作者部類』を編むに当たつて使用した、と考へるのはごく自然の結論である。しかし、編者達の手元にあつたはずの勅撰集写本類が参照されたこと、或ひはむしろ、目録類ではなく、勅撰集そのものが主な情報源だつた、といふ可能性は一方で残る。残念ながら、論者としては、いづれとも決しがたいところである。少なくとも、編者達は様々な資料を辿つたこと

は明らかだ。^③ そのため、本校のやうな検討を通して、鎌倉末・南北朝期における二条派門弟の活躍や、彼らが入手し得た資料を、少しでも明らかにすることができたら、有意義だと考へる。^④

検討方法

『作者部類』は、歌人を列挙し、入集する勅撰集とその入集歌数を注記し、歌人によつて伝記情報も載せる。そのため、歌人の掲載の有無、入集注記の有無、勅撰集における歌人名表記の注記、そして注記される歌数等の検討により、どの系統の勅撰集本文が用ゐられたかについて、ある程度推測は可能だらうと考へる。

このような検討は、まづ『作者部類』がどれほど正確に右の情報を書き留めてゐるかについて検証する必要がある。試みに、『詞花集』の入集歌数を『作者部類』から拾つて計算してみると、歌数の記載がある作者のみを見ると、凡そ三百六十五首になる。左でも触れるが、入集歌人から考へ、『作者部類』編纂に採用されたのは『詞花集』の精撰本（二度本）系統の本文であり、本来は四〇九首あるはずだ。『作者部類』は読人不知の

歌を、いくつかと例外を除いて、記載しない。^⑤ 読人不知歌凡そ二十三首を除くと、残り三百八十六首になる。『作者部類』記載歌数は『詞花集』入集歌より二十一首少ないことになる。

事実、歌人の入集注記があつても、歌数を記さない場合がある。例へば、儀同三司（藤原伊周）は『詞花集』に現に二首入るが、『作者部類』では『詞花集』の入集注記がありながら、歌数は記されない。一方、歌人は項目があるものの、入集する勅撰集の記載がない場合も散見される。例へば、源有政のやうに、『金葉集』初出作者の配列に記載されるものの、入集注記を一切有さない。しかし、『金葉集』初度・二度・三奏本ともに一首入る。このやうに、歌人の記載があつても、必ずしも歌数の表記がなく、またその数が必ずしもどれかの勅撰集の伝本に合致するとは限らない。

右の限界を考慮して、まづ歌数全体からは伝本の検討を行はないこととする。また、個別の歌人については、慎重に注記される歌数を扱ふこととする。

むしろ重きを置くべきなのは、歌人の記載の有無、勅撰集入集の注記の有無、そして場合によつては入集注記にみられる各勅撰集についての作者名注記だらう。しかし、必要に応じて、個別の作者の注記歌数も検討する。

使用本文は、次の通りである。『作者部類』について、前掲小川著書の本文を基本として、必要に応じて静嘉堂文庫蔵中原廣通筆本（『静嘉堂文庫所蔵歌学資料集成』（マイクロフィルム版）を参照した。和歌については、古典ライブラリー提供『新編国歌大観』のデータ（二〇二〇年現在）に基づいてをり、歌番号もこれを使用する。諸研究・索引等を参照する際に、随所その旨を明記する。

『詞花集』

まづ、『詞花集』の場合を検討する。現在では、『詞花集』は大きく初度本と精撰本に分類される。その分別は、左の六首の有無によつて行はれ、ある方が初度本、ない方が精撰本とされてゐる。⁽⁶⁾

- 八 ねのびすとはるののごとにたづぬればまつにひかる
- ここにこそすれ（新院）
- 一一 とりつなぐ人もなきのはるごまはかすみにのみやた
- なびかるらむ（藤原盛経）
- 一九九 いかならむことのはにてかなびくべきこひしといふは

かひなかりけり（藤原頼保）

二三九 すみよしのあさはをののわすれみづたえだえならで

あふよしもがな（藤原範綱）

三七九 ひさかたのあまのかぐやまいづるひもわがたにこそ

ひかりさすらめ（新院）

四〇三 いづるいきのいるをまつまもかたきよをおもひしら

んそではいかにぞ（新院）

作者別で整理すると藤原盛経・藤原頼保・藤原範綱各一首、新院（崇徳院）三首となる。

藤原盛経について、『作者部類』には『新千載集』初出作者藤原盛経はあるが、注記に「盛継子 盛徳弟」とある。盛徳は『作者部類』編者元盛のことで、明らかに別人である。当然、『詞花集』の入集注記はない。ちなみに、一一番歌と同歌は『金葉集』（ただし、二度本初撰本系統橋本公夏筆本）にもみられるが、同様に、『作者部類』では『金葉集』の入集注記はない。藤原頼保は『作者部類』の注記によると『詞花集』にのみ一首入集してゐる。

藤原範綱は『作者部類』では『千載集』に一首入るとあるが、『詞花集』について記載がない。

崇徳院（新院）について、入集は『作者部類』では『千載集』

以下からあるが、鳥羽院の項では、入集注記に「詞三」とある上、「新院但不審」とある。『新編国歌大観』は初度本である高松宮本を採用してをり、そこでは崇徳院（新院）は計七首入集する。この内、三首は右に掲げたもので、合点を付し作者名のあとに「依御定止了」とある。『作者部類』鳥羽院項に掲げてゐる「詞三」を崇徳院の入集歌数としてみるのであれば、精撰本に残つたはずの四首より一首少ないことになる。

これから考へると、『作者部類』は一見して精撰本の本文、もしくは初度本とやや混合した本文に基づいてゐるやうである。しかし、次の三首も、考慮する必要がある。

四一六 君が代はくもりもあらじみかさ山みねにあさ日のささ

んかぎり（大藏卿匡房）

四一七 長浜の真砂の数もなにならじつきせず見ゆる君が御代

かな（後冷泉院御製）

四一八 みかさ山さしきにけりいそのかみふるきみゆきのあ
とをたづねて（上東門院）

右の四一六番歌・四一七番歌の両首は、『金葉集』二度本に

重複してをり、精撰最終段階で重複に気づいて削除されたであらうと考へられてゐる。また、四一八番歌についても、有する伝本としない伝本とがあり、最終的には削除されたものとみられてゐる。

匡房について、『詞花集』の入集注記として「詞九」とあつて、右の一首を含めた『新編国歌大観』本文にある十四首を大きく下回るので、判断材料としたい。一方、後冷泉院は『作者部類』では、『金葉集』へ一首の入集があるとするが、『詞花集』への入集注記はない。そして最後に、『作者部類』上東門院の項では、『詞花集』の入集注記がない。

以上を考へると、『作者部類』は、おそらく精撰本系統の本文を用ゐたであらうが、頼保の入集注記から察して、「純粋な」精撰本ではなかつたらう。

『千載集』

『千載集』の場合、伝本は次の三首を基準として、四類に分けることが一般的である。

A あらずのみなりゆく旅の別れ路に手なれしことのねこそ

かはらね (四九五 右大臣)

B あかつきになりやしぬらむ月影の清き河原に千鳥なくなり (四二六の次 右大臣)

C 露ふかきあさまの野らにをがや刈る賤の袂もかくはぬれじを (八五九 藤原清輔朝臣)

甲類は AC を含み、B がない。乙類は AB がなく、C を有する。丙類は AC がなく、B を有する。そして、丁類は BC を含み、A がない。従つて、入集歌人は、歌数が伝本によつて少し異なつてくる。『新編国歌大観』所収陽明文庫本は甲類に属するため、右大臣 (藤原実定) は十七首⁹⁾、藤原清輔は二十首入集する。

『作者部類』では、実定は陽明文庫本より一首少ない十五首、そして清輔は二十首入ると注記する。そのため、一見して、乙類に基づく数値かと思はれる。乙類は、古写本と大半を占めるやうで、『作者部類』編纂に用ゐられたのは、そのためだらうか。同時に、もう一つの現象が『作者部類』の注記からうかがへる。『千載集』では、「官」による作者名表記と「位」による表記とが伝本によつて揺れがみられるやうである。特にこれが守覚法親王、輔仁親王、そして源賴政において顕著である。それ

ぞれの『作者部類』中『千載集』入集注記において、守覚法親王を「仁和寺法王」、輔仁親王を「無品親王輔仁」と、『千載集』の作者名注記を付す。源賴政について、入集注記における入集作者名が記されない。これから考へると、『作者部類』はこのやうな揺れのある本文に基づいたと思はれる。このやうな表記の混在は、多くの写本でみられる現象のやうで、必ずしも伝本系統を特定する根拠とならない。しかし、奏覧本ではおそらく官か位の表記に統一されたのではないかと思はれる。より詳細な検討を要すると思はれるので、その現象がみられるといふことだけ付言したい。

『金葉集』

『金葉集』は、『袋草子』等によると、天治元年 (一一二四) 頃に白河法皇が源俊賴に撰集下命した。最初に天治元・二年頃に奏覧があつたが、却下された。その後、初奏本を大幅に改訂して天治二年四月頃に二度目の奏覧があつたが、これも却下された。そして最後に、大治元年 (一一二六)・同二年頃に三度目の奏覧があつて、漸く嘉納された。この三つはいはゆる初度・二度・三奏本である。伝本としては、まづ、初度本は現在、静

嘉堂文庫蔵伝冷泉為相筆本の残欠本（巻第一から第五まで）があるのみで、その全貌は明らかではない。三奏本も数例のみ知られる程度である。一方、二度本の伝本は数が多く、初度本から三奏本に至る改定過程が如実に表れてゐる。

初度本そして最終的に嘉納された三奏本は、殆ど世の中に広まらなかつたことが『袋草子』の記述等から知られてをり、伝本状況はその事実を反映してゐるといへる。現に、『詞花集』以下の勅撰集では、『金葉集』歌の扱ひをみると、この三系統のうち、二度本（特にその精選本系統の本文）が重要視されてゐたやうだ。^①

『作者部類』が使用した『金葉集』本文を探るのに、いくつかの方法から検討する。まづ、『金葉集』諸本の特有作者が『作者部類』にどれほど採録されてゐるかについてみていく。その上、『金葉集』にあつて『作者部類』にない作者と、『作者部類』にあつて『金葉集』にない作者をみる。

まづはじめに、『作者部類』が掲載する『金葉集』入集注記の数を確認したい。小川著書掲載御所本『作者部類』をみる限り、凡そ二四六の『金葉集』入集注記が確認できる。この数からは二十三の、『金葉集』初出配列がありながら『金葉集』の入集注記がない作者や、注記がはつきりしない作者を除いた。

例へば、僧都部に入る覚雅は注記に「詞一 金千三」とあつて、『金葉集』に入集したと解すべきかどうか不明瞭の場合がある。現に、覚雅は初度本には二首、二度本系統の公夏筆本にも二首入るが、『作者部類』はこれを意識してゐるかは明らかではないため、全体数から一応除外した。

作者総数のみで考へた場合、残欠本である現存初度本を除くと、二度本には凡そ二五七名の作者（ここでは、『新編国歌大観』所載本文に、解題中にみられる補遺歌の作者を加へた数字）を数へ、三奏本では二五六名を数へる。これらの数値からは読人不知歌と連歌のみ入集する作者を除く。

かうしてみると、『詞花集』同様、現存本文よりも少々少ないが、注記における誤脱等の可能性を除いたとして、当時流布してゐた『金葉集』の伝本はおそらく千差万別であつた、といふ事実を反映してゐるといへやう。

さて、次に注記される作者について具体的な検討をしていく。『金葉集』の系統分けは極めて複雑だが、本稿において重要なものを中心に挙げると、およそ次のやうにまとめられる。^②初度本について右ですでに触れた（そして以下では伝為相筆本とする）。二度本の諸本は初撰本（統群書類従初度本）系統と再撰本系統に分けられ、再撰本はさらに精撰本、中間本、そして流

布本の諸系統に分けられる。初撰本としては、続群書類従所収初度本のほか、ノートルダム清心女子大学正宗文庫蔵橋本公夏筆本（以下では公夏筆本）、中御門宣秀筆本等がある。なほ、三奏本のうち、吉田幸一旧蔵伝二条為遠筆本（以下では伝為遠筆本）には多数の書き込み歌があり、これらがおそらく初撰本からのものとみられる。再撰本中精撰本のうち、『新編国歌大観』が底本とするノートルダム清心女子大学正宗文庫蔵伝二条為明筆本（以下では伝為明筆本）が最終稿に近い形のもものとされる。流布本としては八代集抄、正保版本等が挙げられる。ちなみに、『新編国歌大観』では、伝為明筆本にない歌を正保版本・八代集抄から拾ひ記載し、解題には公夏筆本・宣秀筆本から翻刻・採録されてゐる。三奏本は現存する伝本が少なく、平瀬陸旧蔵伝藤原良経筆本（『新編国歌大観』底本）と吉田幸一蔵伝二条為遠筆本の他、松田直見が模刻公刊した伝藤原良経筆本、国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本がある程度だ。以下では、『新編国歌大観』のほか、後藤重郎・杉戸千洋編『金葉集研究基礎資料稿』（昭和五十六年、和泉書院）及び増田繁夫（編集代表）『金葉和歌集総索引』（昭和五十一年、清文堂）を参照した。

『作者部類』にない初度本・三奏本作者

初度本『金葉集』の特徴としては、『古今集』『後撰集』時代の作者が多く採られたことが、前掲『袋草紙』等の証言から知られ、伝為相筆本でもそのやうな内容がうかがへる。

『作者部類』は『古今集』『後撰集』の作者に『金葉集』の入集注記が一切ない。左に、伝為相筆本にみられ、『作者部類』が『金葉集』入集注記を記さない、もしくは項目さへない作者を掲げる（『作者部類』では項を一切欠く歌人を※で示す）。

為重（菅野）、伊勢、戒禪※、貫之（紀）、躬恒（凡河内）、経源※、経資（藤原）※、顕業（藤原）※、光俊（平）※、国房（源）、親経（藤原）※、深養父（清原）、盛致（藤原）※、盛方（藤原）、是則（坂上）、忠峯（壬生）、明兼（中原）、明国（源）※

計十八名である。

伊勢、貫之、躬恒、深養父、是則、忠峯は『古今集』の作者だ。

顯業は完治四年（一〇九〇）生・久安四年（一一四八）没（『国書人名辞典』岩波書店、一九九三年）、『和漢兼作集』に漢詩がみられるが、初度本以外の和歌は管見に入らない。

明兼は一首が初度本に入る（「とりとむるものにしあらば山のはにいれでぞ見まし秋の夜の月」、三一〇番歌）が、そこでは中原とみえる。しかし、同歌は『後葉集』にも入り（一三八番歌）、そこでは「坂上」とある。同人であるとすれば、承暦三年（一〇七九）生、久安三年（一一四七）没、そして坂上として『詞花集』・『千載集』にもみられる歌人である、といふことになる。

盛方は元永二年（一一一八）の『内大臣（忠通）家歌合』に参加した盛方朝臣か（『千載集』にみられる盛方は後生の人物）。親経には後生の同姓同名の人物があるが、『金葉集』作者とは異なる。

戒禪・光俊・国房・明国については現在では不明だ。

以上から考へると、『作者部類』の編纂では、初度本は使用されなかつたとみられる。

三奏本はどうだらうか。三奏本のみにあつて『作者部類』に入集注記を欠く作者を挙げる。

安法法師女、為義（橘）、為言（菅野、『作者部類』に「菅原」とあるのは同人か）、為政（大江）※、伊勢大輔、義忠（藤原）、経兼（源）、兼澄（源）、高松上、公誠、公任（大納言、藤原）、交野女※、参河入道※、資忠（菅原）※、実方（藤原）、俊宗母（『作者部類』には「女」とあるのは同人か）、俊平（高階）※、承香殿女御、小大君※、清胤（僧都）※、济慶（権律師）、正言（大江）、清少納言、成忠女※、増基、則長（藤原）（『作者部類』に「橘」はあるが、同人かは不明）、中務宮※、長能（藤原）、道雅、道綱（大納言、藤原）、道綱母、道信（藤原）、登平（藤原）、弁乳母、本院侍従、民部内侍、明円※、祐拳（平）、隆頼（藤原）※

計三十九名になる。やはり、三奏本も『作者部類』では使用されなかつたやうだ。

最後に、初度本と三奏本の両方にみられるが、二度本にない、そして『作者部類』では『金葉集』入集注記がない作者を掲げる。

惟成（藤原）、嘉言（大江）※、惠慶（京とも）、経信母、兼盛（平）、好忠（曾禰）、重之（源）、順（源）、俊綱（橘）、赤染

衛門、相方(源)、忠見(壬生)、中務、朝忠(藤原)、定成(藤原)、能宣(大中臣)、馬内侍、望城(坂上)

計十八名である。右の作者の殆どは『後撰集』『拾遺集』時代の歌人だ。初度本に一旦入ったが、二度本において取り除かれ、三奏本で復帰したものとみられる。

以上、初度本・三奏本にあつて、『作者部類』に入集注記、もしくは作者の項そのものを欠く作者は七十五名に上る。これから考へて、『作者部類』の編纂に際して、初度本も三奏本も使用されなかつたとみるべきであらう。

『作者部類』にみられる初度本・三奏本作者

しかし一方で、二度本になく、初度本・三奏本のいづれかに入る作者で、『作者部類』に注記がみられる場合もある。

まづ、『作者部類』に入集注記もしくは『金葉集』初出作者のところに記載がある作者で、初度本にのみその名がみられるのは次の三名だ。

忠兼(藤原)、信永、静命(律師)

この三名は単純な作者名一致から見た場合であり、より詳しく検討する必要がある。

忠兼は初度本に二首みられる。一方、『作者部類』では、忠兼は五位部に二度記載される。一カ所では、入集注記はないが、『金葉集』初出作者の中にある。もう一カ所は『詞花集』初出作者のところで、ここでは「詞二」とある。左に、初度本『金葉集』の歌を掲げる。

(ともしのころをよめる) 藤原忠兼

二二五 ともしすと山のしづくにそほちつをのへによをもあかしつるかな

二九四 月浮山水といへる事をよめる 藤原忠兼
あきやまのし水はくまじにごりなばやどれる月のくもりもぞする

前者は中御門宣秀筆本にもみられるが、作者名は藤原忠季とある。また、同歌は『続詞花集』(一三八番歌)にも採用され、そこでは作者名が藤原忠兼となつてゐる。二首目は公夏筆本にあり、そこでは作者名は前歌の作者名藤原重基を受け継ぐ。しかし、『詞花集』(二〇五番歌)にもこの歌が採用されて、作者

名は藤原忠兼とある。作者名は忠兼が正しいだらうが、誤写等により、二度本系統の本文には忠季・忠基と書かれるやうになつたやうだ。ちなみに、忠季と忠基は『金葉集』に他にそれぞれ多数の入集がある。

信永の歌「きりふかみこしかりがねぞかへるなるかすみのうちにこゑばかりして」（初度本四八番歌）は他の『金葉集』では確認できないが、『後葉集』には別の一首が入る。

最後は静命だが、初度本に「山びこのこたへざりせばよぶこどりむなしきねをやなきてすぎまし」（四二番歌）が入るが、公夏本には同歌が「静念」の歌として入る。

信永を除いて、他の二人はやはり二度本の早い段階では採用されてゐたらしいが、後に精撰本を編纂する過程の中で除かれたやうだ。⁽¹³⁾

三奏本のみに入る『作者部類』記載作者も数例みられるが、これを検討することで、初度本同様、実は伝本間の作者名の異同の問題にとどまるものが多い。

観教、前皇后宮美作、前斎宮越後、知綱母、有佐（藤原）

観教は三奏本において次の一首のみがみられる。

題不知

権大僧都観教

二四七 みづうみに秋の山辺をうつしてはたばりひろきにし

きとやみん

この歌は『拾遺集』（二〇三番歌）にも『拾遺抄』（二二五番歌）にも入るが、ともに作者名を「法橋観教」とする（詞書は「ちくぶしまにまうで侍りける時もみぢのいとおもしろく水うみに影のうつりて侍りければ」、「『拾遺抄』『拾遺集』ともに同様）。御所本『作者部類』では、観教の名は法橋部にみられ、そこでは「拾一」と注記されるが、静嘉堂文庫本では「金一」とある上、僧正部の末尾にも掲げ、しかしそこでは入集注記がない。前皇后宮美作の歌「山ざとの秋のけしきもみぬ人にてだにかたれつゆもおとさず」（二五一番歌）は三奏本にのみみられる。『作者部類』は「皇后宮美作」として載せ、『後拾遺集』の入集注記の他、「金一」とある。

前斎宮越後だが、三奏本では次の歌がある。

藏人家時かれがれになりにけるをうらみてつかは

しける

前斎宮越後

四三二 人ごころあさは水のねぜりこそこるばかりにもつま
まほしけれ

伝為明筆本では「前中宮越後」として同歌（四三二番歌）がある。『作者部類』には両者がなく、「前斎宮越前」がみられ、注記に「金一」とある。因みに、同歌は『歌枕名寄』（四〇二三番歌）にもみられ、作者は「前中宮越前」とある。つまり、作者名において伝本間ではゆれの多い作者名であるやうだ。知綱母は三奏本に次の一首がみられる。

あはの守知綱におくれてはべりけるころ、

ながされける人のゆるされて

かへりたりけるをききてよめる 藤原知綱母

六〇四 ながれてもあふせありけりなみだがはきえにしあわを
なににたとへん

しかし、伝為明筆本では「知信」（六一一番歌）とある。他の二度本では知信女（中御門宣秀筆本）、知陰母（正保版本他、今治市河野信一記念文化館蔵伝為家筆本）とあり、一様ではな

い。伝為明筆本には作者名の誤りがあるやうだ。『作者部類』は「藤知信母」とし、「金一」の注記がある。

最後に、有佐（三奏本五九七番歌「あやめぐさねをのみかくるよのなかにをりたがへたるさくらばなかな」）は二度本（正保版本等）に同歌が「有祐」の歌として入る。『作者部類』には「有佐」の名が四位部にみられ、注記には「金」とのみあつて、歌数はない。

結局、三奏本にしかみられない歌人は観教と前皇后宮美作のみとなる。

次に、初度本と三奏本にあつて、二度本にない作者についてみる。その作者は二名に留まり、権僧正永縁母と花山院である。権僧正永縁母は初度本に次の一首があり、また三奏本（一二九番歌）はほぼ同じ形で載せる。

宮づかへしけるむすめの許に、

五月五日くすだまをつかはすとて 権僧正永縁母

一九三 あやめぐさわが身のうきにひきかへてなべてならぬに
おひもいでん

しかし、二度本（一三二番歌）にもやはり同歌・同じ詞書で入るが、作者名は「權僧正永縁」とのみあつて、「母」の一字がない。これは、伝為明筆本に「母」の字を欠いてゐるためであつて、他の伝本では「權僧正永縁母」とある。よつて、検討から外す。

残る花山院は確かに重要な例外だといへる。特に、『作者部類』の入集注記には『金葉集』に「金四」と記されてゐるのが目を引く。現存する初度本には一首しかみられないが、三奏本は五首を採録する（うち一首は初度本と同じ）。

『作者部類』にあつて『金葉集』にない作者

次に、『作者部類』に入集注記がある、もしくは『金葉集』作者が列挙される場所にあるが、現存する『金葉集』のいづれの伝本にその歌をみない作者もある。

意尊法師母、快寛、景基（津守）、賢智、玄賓（僧都）、心寛、盛永（橘）、政季（藤原）、成尋、清成（法印）、加茂成平妻、土御門御匣、大納言保実室、明快（僧正）、友忠（藤原）

意尊法師母は「金一」とあるが、『続詞花集』の一首のみが確認できる。左にも検討するやうに、伝為遠筆本書入歌にみられるので、実は二度本初撰本段階にあつた可能性がある。

景基は「金一 千一」と注記されるが、『続詞花集』に二首、『千載集』に一首入る。

快寛は「後一 金一」、清成は「金」、土御門御匣は「金一」とみられるが、いづれも『後拾遺集』の作者である。

賢智（『詞花集』・『続詞花集』『千載集』にそれぞれ一首）と心寛（歌は確認されず）はともに『金葉集』作者の配列だが、入集注記は一切ない。

玄賓は『拾遺集』と『後拾遺集』初出作者の間にあつて、静嘉堂文庫本では「金一」とあるが、御所本では『続古今集』を意味する「今一」と注記される。実際には『金葉集』には歌がなく、『続古今集』に二首がみられる。

盛永には異本注記として「成」がある。小川は盛長の誤りかとするが、いづれにしても、『金葉集』にみられない。『夫木抄』では「承徳二年正月庚申夜歌合」と、『扶桑葉林』からの歌がそれぞれ一首載る。『金葉集』時代の人であつたのは確かだらう。政季は二度本では「正季」（五三三番歌）とある作者とみられる。

成尋は『金葉集』作者の箇所によりながら入集注記に「千一」とあるので不審だが、現に『詞花集』以下の勅撰集にみられ、『新千載集』にも一首みられる。

加茂成平妻は「金一」とあつて、しかし『後葉集』に一首のみみられる。

大納言保実室は「金一」とあるが、同時に『作者部類』には実信母の項において傍注に「保実室也」とあつて、おそらく同人だが、別々に項を立てた。ちなみに、実信母も「金一」とあつて、現に『金葉集』にこの名で歌が入る。

明快は静嘉堂文庫本『作者部類』に「後一 詞一 千一」とあり、『金葉集』入集注記の傍注として「イ金」とみられる。しかし、歌は『金葉集』にはなく、『後拾遺集』・『詞花集』ともに一首が確認される。

友忠は、小川が為忠の誤りかと指摘する。『作者部類』では詳細な注がなく、「金一」の入集注記があるだけなので、同人とするべきか、少々疑念が残る。

さて、玄寶と政季のやうに、おそらく誤認である二名を除いて考へてみたい。一見して『後拾遺集』『詞花集』『統詞花集』『後葉集』等、『金葉集』と時代が近い集や、関係の深い集に入る作者が目立ち、また盛永の場合、『金葉集』時代の散逸資料か

らの作者もみられる。さらなる検討を要すると考へるが、現時点では、大きく二つの可能性が考へられる。一つは、単に『作者部類』編纂時に誤認して『金葉集』作者とされた。もう一つの可能性としては、『作者部類』編纂にあたつて用ゐられたであらう『金葉集』の本文が今にない、やや特殊なものであつた。現時点では、前者とするのが無難であるが、後者の可能性は残る。

『作者部類』にない『金葉集』二度本作者について

しかし一方で、二度本にあつて『作者部類』にない、もしくは注記がない作者もある。左に、二度本諸本にみられ、『作者部類』にないものを掲げる（△は初度本、▽は三奏本、☆は両方にもみられる作者、※は『作者部類』に一切項がみられない作者を示す）。

伝為明筆本

☆季通（藤原）、☆行家（藤原）、親隆（藤原）、正季（藤原）※

正保版本・公夏筆本

△一宮小弁※、△時昌（藤原）、△頭頼（藤原）、△有禪（法橋）、

△盛経（藤原）※

甘露寺経元筆本

光雅※、△明賢（源）

伝為遠筆本書入歌

秀道（藤原）、高尊、隆恵※

天理大学蔵吉田文庫本卷末附載歌

あきさね（坂上）

今治市河野信一記念文化館蔵本

よしすけ（藤原）

秀道は伝為遠筆本に載るのと同じ歌は『続詞花集』（五二四番歌）及び『千載集』にみられる。『千載集』から左に掲げる。

題不知

藤季通原朝臣

八六七 なげきあまりうきみぞいまはなつかしき君ゆゑ物をおもふと思へば

両集では「季通」とあり、右にも掲げたやうに、『金葉集』伝為明筆本・正保版本でも数首みられる。ここでも、季通が正しいだろう。そのため、検討から外す。

正季は、右でも検討したやうに、『作者部類』では「政季」とあるので、除外できる。

盛経について『詞花集』のところですでに触れた。高尊の歌は『続詞花集』に次のようにみられる。

あひかたらふ人の、まぎるることどもありてなん
えまゐりこぬ、わすれぬるとやおもふといへりけ
れば
意尊法師母

六四六 わすれずといふにつけてぞなかなかとはぬひかずの
つもりとはしる

ここでは「意尊法師母」とあるのがたまたまいだらう。その上、『作者部類』に意尊法師母がみられるので、除外する。

坂上あきさね及び藤原よしすけについて、現時点では詳細は不明である。

精撰本にありながらも『作者部類』に作者注記がないのは行家と親隆の二名となる。そのほかはいはゆる初撰本系の伝本（公

夏本、伝為遠筆本書入歌）かそれに近い性格のもの（甘露寺経元筆本、今治市河野信一記念文化館蔵本、天理大学蔵吉田文庫本）、もしくは流布本（正保版本）にみられる作者だ。

最後に、連歌のみ入集する作者を掲げる。これらの作者は『作者部類』に入集注記はなく、おそらく『作者部類』の編纂において、連歌は除外されたのであらう。（○の作者は三奏本において和歌も入るが、二度本では連歌のみみられる。）

慶暹、行綱、成光、相模母、頼算、永源、観暹、行重、国忠、助俊、忠頼（神主）、頼慶、○道長（宇治入道前太政大臣）、○頼光（源）、前太政大臣家木綿四手、為助、為成（平）、しげとも（藤原）

『金葉集』むすび

以上から、『作者部類』は『金葉集』二度本、その中でも再撰本系統精撰本を資料としたやうで、おそらく初度本・三奏本をみてゐないのだらう、と結論づけられやう。右でも触れたやうに、初度本・三奏本は世の中では広く出回らなかつたやうで、『詞花集』以下の勅撰集の編纂時には参照されず、二度本が専

ら参照されたやうだ。『作者部類』も同様に、手に入り得た、そして勅撰集編纂にも参照されたであらう本文を使用したと考へるのはごく自然の結論である。

しかしながら、最後のところでもみたやうに、数例ではあるが、『作者部類』に名前がみられるものの二度本にない作者、そして精撰本等にありながら『作者部類』にない作者がある。これは、参照された『金葉集』の伝本は現在では確認されてゐないのか、勅撰集の目録類に名前がみられたのか、それとも他の資料に基づいてゐるのか、単なる錯誤によるか、判然としない。

をはりに

本稿では、『作者部類』において、どのやうな勅撰集伝本を使用して編まれたかについて、『金葉集』『詞花集』『千載集』の場合を取り上げ、いくつかの角度から検討してみた。まづ、検討した中では、奏覧本かそれに近いもの、もしくは流布してゐた終稿本が採用されたのではないか、といふことはいへる。これは驚く結論では決してない。しかし、元盛・光之が二条派門弟であつたがために、特別な本文を入手して、それを編纂に使用した、等といった事情はないやうに思はれる。これが『詞

花集』『千載集』では共通していへることである。

『金葉集』の場合はむしろ複雑だ。『袋草子』の証言から、初度本・三奏本は世間に流布することがなかったやうで、それが『作者部類』では参考とされることもなかった。しかし、数多くの二度本のうち、いはゆる精撰本系の本文が使用されたやうだが、或ひは現在確認されてゐないものが採用されたとも思はれる。これについて、今後検討を深めていきたいが、一旦これまでの成果を提示することとしたい。

注

- (1) 『勅撰作者部類』の諸問題―その改編を中心に― 和歌文学研究、二〇〇七年十二月
- (2) 小川著書三四六頁
- (3) 例へば、すでに「自り至り」の注記について「『勅撰作者部類』注記考―「至り年」は何を意味するか」(研究と資料、二〇〇九年七月)の中で詳しく検討したやうに、おそらく補任類のやうな資料が参照されたのではないかと推論した。小川も前掲著書で別個に検討をして、論者と概ね同様の結論を提示される。
- (4) 注1小論でも触れたが、元盛が編んだ『元作者部類』から光之が『旧作者部類』へ増補した折りに、『元作者部類』の部分に、入集注記以外に何かを増補(もしくは削除)したかについて、現時点では不明である。そのため、全ての検討は『旧作者部類』に基づいて行はなければならない。このため、本稿では、単に『作者部類』と表す。

- (5) 一つの例としては編者光之の叔父にあたる惟宗光庭の『続後撰集』入集である。これは『作者部類』では、光庭の項目の中で特記されてゐる。小論「惟宗光吉とその生涯―「惟宗光吉朝臣集」を通して」(和歌文学研究、二〇一二年六月)参照。
- (6) 『天理図書館善本叢書』和書部 第六十九巻 後撰和歌集別本 詞花和歌集(八木書店、昭和五十九年) 井上宗雄『詞花和歌集』改題 前掲井上改題
- (7) 『冷泉家時雨亭叢書』第七十七巻 千載和歌集 新後拾遺和歌集(朝日新聞社、二〇〇六年) 松野陽一改題
- (8) 『新編国歌大観』は異本歌として仙台市立博物館蔵伊達家旧蔵八代集本に四二六の次に一首あることを付記するが、ここでは採用しない。
- (9) 詳細な検討は前掲松野野題、そして久保田淳・松野陽一『笠間叢書17千載和歌集』(笠間書院、昭和四十四年)において行はれてゐる。
- (10) 例へば、『袋草紙』では、『詞花集』について「金葉集は流布の本に付けて、第三度の本の歌はこれを除かず、藤岡忠美校注『新日本古典文学大系29 袋草紙』(岩波書店、一九九五年)とあり、従来、初度本・三奏本は流布しなかったためとされる。
- (11) 平沢五郎『金葉和歌集の研究』(笠間書院、昭和五十一年)の分類による。
- (12) ちなみに、藤原重孝は初度本では「秋ごと」にこゑもかはらずなくしかはおなじつまをやこひわたるらん」(三三三番歌)の一首がみられ、同じ歌が公夏本に「季孝」の歌として入る。同歌が伝為明筆本では作者名を「重孝」とする。『作者部類』には重孝がみられ、「金一」と注記される(季孝はみられない)。このため、作者名は「重孝」が正しいやうで、二度本にも入るため、検討から除外した。
- (13) 追記

本稿は二〇二〇年度國學院大學国内派遣研究員としての研究成果の一部である。